

# 弁当等臨時販売業者の方へのお願い

(グランシップ 利用サービス課)

## 「臨時販売業者」について

グランシップ施設内における弁当等の販売業者については、当館が定める「グランシップ弁当等販売業者届出事務処理要領」に基づき届出業者台帳に登録することとしておりますが、**貸館主催者から台帳へ登録されていない販売業者による弁当等の販売の要望があった場合**、本取扱いに基づき手続きをしていただきます。

## 1. 申込み方法

臨時販売を希望する業者は催事ごと「弁当等臨時販売業者の届出」(別添)を提出してください。

## 2. 営業範囲

届出をした催事に限り、グランシップにおいて弁当等の販売ができます。  
ただしケータリングサービスは認めておりません。

## 3. 義務

販売希望者は、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

利用者に不快な念を抱かせることのないよう、適切な接遇を心がけてください。

決められた搬入搬出経路をご利用ください。(別添参照)

主催者の利用時間内に配達、空き箱の回収を行ってください。

グランシップの施設設備や備品等を破損または汚損したときは、損害の責を負っていただきます。

食中毒事故等を起こすことのないよう、衛生管理の徹底をお願いします。

その他、財団の指示があった場合はそちらに従ってください。

**ホールのご利用または会場レイアウトによっては、紙パックの飲料に限定して持込みを許可しておりますので、事前に主催者に利用会場をご確認ください。**

## 4. 指導

財団は、販売希望者が次の各号に該当する場合には、その改善を求め、必要に応じて次回以降の販売をお断りする場合がございます。

利用者から苦情があったとき。

義務事項、その他不適切な行為があったと認められるとき。

## 5. 費用

届出手数料その他一切の費用は徴収いたしません。

以上、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

(別紙1)

## 弁当等臨時販売業者の届出

平成 年 月 日

財団法人静岡県文化財団 様

(業者名)  
(連絡先) 〒

担当者 \_\_\_\_\_

配達日	平成 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
配達/回収者氏名	配達者 (携帯番号 ) 回収者 (携帯番号 )
催事名	
主催者名	連絡先 ( )
配達会場	
品名	
数量	
配達時間	
販売形態	配達 ・ 出張販売 ・ その他 ( )
回収時間	
回収場所	
特記事項	

\*この届出は1回の催事ごと提出してください。

